

大学院修士段階における「授業料後払い」制度について

花園大学

2024(令和 6)年度から大学院修士段階(修士課程・博士前期課程)における「授業料後払い制度」が導入されることに伴い、本学では以下のとおり取り扱います。

1. 制度概要

この制度は、在学中の授業料は国が立て替え、返還は卒業後の所得に応じた後払いとするものです。

制度の詳細および本学の取扱いは以下のとおりです。

2. 対象

対象者は、以下(1)～(4)の条件を全て満たす者です。

- (1) 2024(令和 6)年度以降に国内の大学院に進学した者(※)
- (2) 本人の希望に基づき、在学を通じた申請を行った者
- (3) 日本学生支援機構(JASSO)の修士段階を対象とした月額 5 万円又は 8 万 8 千円の第一種奨学金(以下単に「第一種奨学金」という。)と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- (4) 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者

※2024(令和 6)年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみを対象とする。

- ①2024(令和 6)年度秋の新規入学者
- ②2024(令和 6)年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となったことがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。当該者については、進学先の大学院が秋まで授業料等の納付を猶予する場合、本人からの申出に基づいて、2024(令和 6)年 4 月からの授業料に遡って支援の対象とする。

3. 前期授業料の猶予、対象となる費用

2024(令和 6)年度本学修士課程入学者で本制度希望者に対して、前期授業料の納付を 2024(令和 6)年秋まで猶予します。

対象となる費用は授業料のみです。入学金、教育充実費は対象外です。

4. 手続方法

入学後に手続方法を案内します。

なお、本学において入学前に納入いただく費用は入学金のみです。授業料・教育充実費の納入は入学後となります。

5. 注意事項

- 本制度は貸与奨学金の一形態であり、修了後は所得に応じて、日本学生支援機構へ返還する必要があります。
- 授業料貸与の他に、保証料の支払い(機関保証への加入)が必要です。
- 本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできませんが、別途「生活費奨学金」の申請を行うことができます。
- 本制度の利用を希望する場合は、日本学生支援機構(JASSO)への申し込みが必要となります(2024(令和6)年秋頃、詳細未定)。
- 本制度に認定されなかった場合、別途指定する期限までに授業料全額納入が必要となります。
- 本制度の支援額が決定された後、本学の授業料が支援額を上回る場合、別途指定する期限までに差額納入が必要となります。
- 本学以外からの進学者が本制度を利用する場合、入学後に「高等教育の修学支援新制度」対象者であったことを証する資料として、「給付奨学生証(給付奨学生採用決定通知)」(JASSO 発行)等の提示を求めますので、手元の書類を大切に保管してください。
- 以上の内容は2023年10月時点のものです。今後、国より本制度の詳細が通知された際、内容によっては本学の対応が変更となる場合があります。その際はホームページや入学後のポータルサイト等を通じて改めてお知らせいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

花園大学 学生支援課

TEL 075-823-0587(直通)

MAIL gakusei@hanazono.ac.jp